

(案)

第3次

いわみざわ男女共同参画実践プラン
(中間見直し版)

令和8年(2026年) 月

岩見沢市

目 次

第1章	実践プランの基本的な考え方	
1	プランの経過及び趣旨	1
2	プランの中間見直しについて	2
3	プランの概要	2
4	プランの期間	3
5	プランの期間の前半をふりかえって	3
6	男女共同参画の現状と課題	4
7	重点項目	5
8	プランの体系	7
9	成果指標	8
第2章	実践プランの内容	
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	10
	基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	20
	基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり	34
第3章	実践プランの推進体制	
1	プランの推進	45

第1章 実践プランの基本的な考え方

1 プランの経過及び趣旨

平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法が制定されたことを受け、平成14(2002)年度に「岩見沢市男女共同参画計画」を策定し、その後、市民と行政との協働により平成19(2007)年度に計画の名称の変更とともに、男女共同参画を着実に推進するための具体的な施策を明らかにした「いわみざわ男女共同参画実践プラン」を策定し、平成24(2012)年度に必要な見直しを行い、施策を総合的に推進してきました。

令和3(2021)年度には、これまでの取組みを踏まえ「第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン」を策定しました。このプランでは、固定的な性別役割分担の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、あらゆる暴力の根絶などを重要課題として位置づけ、男女が対等に参画できる社会づくりを進めてきました。

いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議との協働により、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めてきましたが、社会制度や慣行の中には、固定的な性別役割分担意識などが、今もなお存在しており、企業等での指導的役割や政策・方針決定等への女性の登用・参画も十分とは言えません。さらにはDV[※]等による人権侵害が社会問題となるなど、男女共同参画社会の実現には依然として多くの課題が残されています。

また、社会情勢を発端とした生活環境の変化が、家事、子育て、介護等の家庭責任の集中や、不安定な生活による社会的孤立の増大、不安・ストレスによるDVなどの暴力の増加・深刻化など、ジェンダー[※]視点での配慮が必要な社会的弱者の増加につながる懸念されます。

こうした状況を踏まえ、岩見沢市では、引き続き男女共同参画社会の実現を目指し、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応した施策を推進していくため、本プランの中間見直しを行います。

※ DV

ドメスティック・バイオレンスの略であり、配偶者やパートナーからの暴力のことを言います。

※ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

平成24(2012)年4月 「第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン」(H24～R3)

平成27(2015)年8月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

令和3(2021)年3月 「第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン」(R3～R12)

令和6(2024)年4月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

令和8(2026)年3月 「第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン(中間見直し)」(R8～R12)

2 プランの中間見直しについて

第3次いわみざわ男女共同参画実践プランについては、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間としており、「施策の内容」については5年間もしくは状況に応じて見直しを行うこととしております。このことから、社会情勢の変化や国・道の動向等を踏まえ、部分的な見直しを検討しました。

また、令和4(2022)年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。))では、性的な被害、家庭の状況、その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への多様な支援を、民間団体等との協働により包括的に提供する体制の整備が求められています。この法律の趣旨を踏まえ、必要な支援を追記しました。

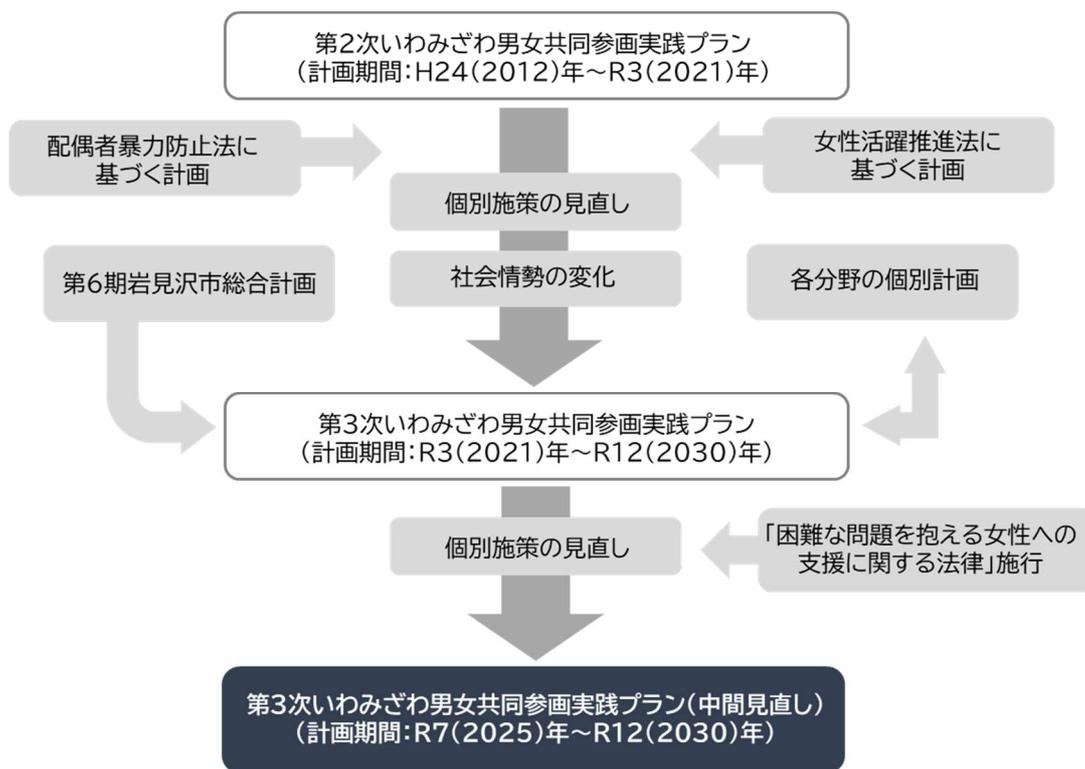
3 プランの概要

(1) プランの位置付け

■このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策や事業を総合的・体系的に実施するための行動計画として策定するもので、平成24(2012)年4月に策定した「第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン」の後継計画となるものです。

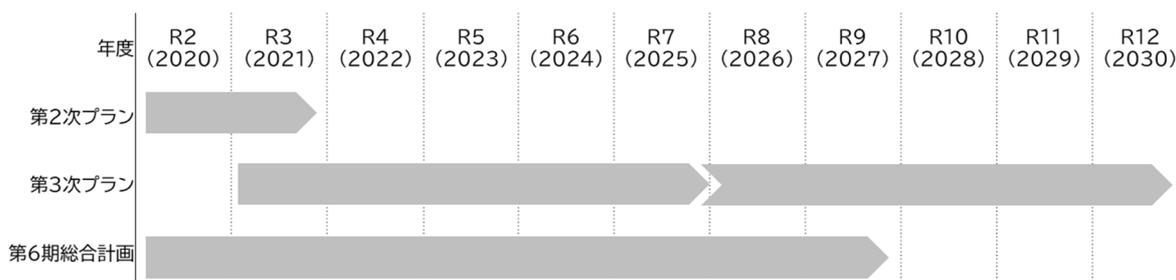
■このプランの一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」に位置付けるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)第2条の3第3項に規定する市町村基本計画(配偶者暴力防止計画)、困難女性支援法第8条第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。

■このプランは、国の第5次男女共同参画基本計画及び北海道の第3次男女平等参画基本計画の趣旨を踏まえて策定し、第6期岩見沢市総合計画及び本市の関連計画との整合を図ったプランです。



4 プランの期間

このプランの期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化等に対応するため、令和7年度に見直しを行いました。



5 プランの期間の前半をふりかえって

第3次プランにおいては、男女共同参画社会の実現を目指すため、3個の「基本目標」と、11個の「基本施策」に基づき、施策・事業に取り組んできました。このうち、「基本施策」については、評価指標を設定し、概ね5年ごとに実施する男女共同参画市民アンケート等により、各指標の目標値の達成度を確認しています(計画の概要は P10 以降参照)。

施策の展開という観点では、令和5(2023)年2月に、LGBTQなど性的少数者が社会的配慮を受けやすくするための「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。同制度の運用にあたっては、他市町と連携協定を締結し、協定締結市町間で転入転出した場合も簡易な手続で引き続き制度が利用できるようにしたほか、令和7(2025)年4月には、「パートナーシップ連携協定」に加入し、転入・転出後も、簡易な手続で引き続き制度が利用できる自治体の範囲を広げました。

一方で、本プランの成果指標(P8-9参照)については、令和6(2024)年度末時点で15項目のうち目標値を達成したのは7項目であり、今後も取組みを推進していく必要があります。

成果指標の達成に向けては、具体的な施策の充実を図るほか、社会の制度や慣行を見直していくこと、また、市民や事業者への周知・啓発により理解を広めていくことが大切ですので、今後も関係機関と連携して一層効果的な施策に取り組んでいきます。

6 男女共同参画の現状と課題

(1) 意識の改革

本市では、男女共同参画の実現に向けて、これまでの計画に基づき、啓発事業の実施や審議会等への女性登用の促進など、様々な取組みを進めてきました。

その結果、市民の男女平等に関する意識は徐々に高まり、家庭や地域、職場などにおいて男女が協力しながら活動する姿も見られるようになりました。

本市が実施した意識調査では「家庭における固定的な性別による役割分担」は、解消に向けた意識が浸透しつつある一方で、「男女の地位の平等」は5年前の調査時と比べて、ほとんど変化が見られず、特に政治や社会全体、社会通念・慣習、職場環境においては「男性が優遇」が過半数を超えており男女間の「不平等」は依然として残っており、意識の改革が課題となっています。

(2) 農業分野における女性の参画

主要な産業である農業分野に、多くの女性が農業経営や地域農業の担い手として重要な役割を果たしています。しかしながら、農業分野における女性の参画は依然として限定的であり、経営の意思決定や運営に女性の意見が十分に反映されていない現状があります。

女性農業者のなかには、経営主としてではなく家族従事者として位置づけられる場合が多く、労働や経営への貢献が補助的とみなされる傾向があります。また、育児や介護など家庭責任を担う負担が大きいことから、研修や地域活動への参加が難しいという課題があります。

(3) 性の多様性への理解と尊重

近年、性的指向や性自認に関する社会的理解は進みつつありますが、周囲の無理解や偏見・差別、社会的慣行により生きづらさを感じる人も少なくありません。こうした状況を踏まえ、性の多様性に関する啓発や講座などを実施しています。

性別にかかわらず社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場において、性の多様性に関する正しい理解を推進する必要があります。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

女性であることにより、DVや性暴力、ストーカー行為、経済的困窮や孤立など、様々な困難な問題を抱える女性への支援の重要性が高まっています。様々な困難を抱える女性が安心して相談ができ、自立した生活ができる社会の実現に向け、相談窓口の認知度向上や、関係機関・民間団体と連携した相談支援体制を充実させる必要があります。

7 重点項目

男女共同参画社会の実現に関する取組みは、幅広い分野に及んでいるため、全体的な推進と併せて、特に重要な課題については、的を絞って取り組んでいく必要があります。

本プランでは、これまでの取組みの進捗状況や現在の経済社会情勢を踏まえ、次の4点について重点的に取り組みます。

●重点項目1 男女共同参画の推進

いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議との協働により、事業者や関係機関等と連携した広報・啓発活動など、男女共同参画に対する意識の高揚や社会環境の整備に向けた総合的な取組みを進めます。

●重点項目2 性の尊重などの人権についての意識啓発

性の多様性や性的少数者[※]への理解と尊重に努め、自分らしい生き方を自ら選択し、実現できるように、意識の啓発に取り組めます。

●重点項目3 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立

岩見沢市の基幹産業の一つは農業です。その中で女性は農業従事者の約4割を占め、農業や農村社会で重要な役割を果たしています。しかし、農業経営における女性の参画状況はいまだ十分ではありません。農村における固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を見直すとともに女性の参画促進に努め、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

※ 性的少数者

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言い、「性的マイノリティ」「セクシャル・マイノリティ」とも言います。

●重点項目4 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止と根絶に向けた広報と意識の啓発を図るとともに、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図るため、関係機関と緊密な連携を図りながら、安全確保と秘密保持に十分配慮した対応に努めます。

また、被害者が安心して相談できるよう、相談支援体制の充実を図るため、多様な相談手段の確保等について検討します。

8 プランの体系

基本目標	基本課題	施策の方向
I 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の推進 [重点]	1 男女共同参画の推進 2 広報・啓発活動の積極的な展開 3 男女共同参画に関わる諸問題の相談体制の充実
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
	3 性の尊重などの人権についての意識啓発 [重点]	1 性の尊重についての意識の啓発 2 男女共同参画の視点に立った表現の配慮
II あらゆる分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 審議会等委員への女性の参画の拡大 2 市女性職員の登用等の促進 3 あらゆる分野における男女共同参画の推進
	2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保 2 多様な就労ニーズに対応した女性の就業・起業支援
	3 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立 [重点]	1 意識改革と方針決定過程への女性の参画の拡大 2 女性の経済的地位の向上と働きやすい環境づくり
	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 家庭生活の男女共同参画の推進と他の活動との両立支援 2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実
III 誰もが安心して暮らせる社会づくり	1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 【配偶者暴力防止計画】 [重点]	1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止に向けた啓発の推進 2 DV被害者への支援体制の充実
	2 生涯を通じた心と身体健康づくり	1 生涯を通じた健康の保持増進 2 妊娠・出産等に関する健康支援 3 健康を脅かす問題についての啓発
	3 誰もが安心して暮らせる環境の整備	1 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備 2 高齢者や障がい者等の社会参画の促進 3 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実 NEW
	4 地域社会における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進 2 防災分野における男女共同参画の推進

9 成果指標

男女共同参画の実現に向けた取組みの進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、成果指標を設定します。

【令和3(2021)年 策定時】

■基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

項目	現状値	指標(令和7(2025)年)
「男女共同参画社会」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	66.3% (R1)	80%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の人の割合 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	56.8% (R1)	60%(達成)
男女共同参画に関する啓発事業の参加者数	891人 (R1)	1,000人(達成)
「セクシャル・マイノリティ」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	80% (R1)	90%(達成)
性の多様性に関する啓発講座の参加者数	—	100人(達成)

■基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

項目	現状値	指標(令和7(2025)年)
審議会等委員への女性の登用率	26.2% (R2.4.1)	30%(早期)更に40%以上 (達成)
市職員の女性管理職の割合	9.4% (R2)	19%
農業委員会に占める女性委員の割合	8.3% (R2)	10%
①北海道農業士、②北海道指導農業士の女性の認定者数	①4人 ②4人 (R2)	①6人 ②6人 (達成)

■基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

項目	現状値	指標(令和7(2025)年)
「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	72.7% (R1)	90%
DV防止啓発講座の参加者数	485人 (R1)	500人
DVを経験したときに相談しなかった割合 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	28.9% (R1)	20%
健康寿命の延伸 ①男性の健康寿命 ②女性の健康寿命	①79.56歳 ②86.07歳 (H29)	①80.65歳 ②88.73歳 (R5)
健康ひろば来場者数	14,089人 (H30)	17,000人 (R5)
町会自治会等における女性役員の割合	18.9% (R2)	20%(達成)

【令和8(2026)年 見直し時】

■基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

項目	現状値	指標(令和12(2030)年)
「男女共同参画社会」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	71.6% (R6)	80%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の人の割合(岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	70.2% (R6)	80%
男女共同参画に関する啓発事業の参加者数	1,135人 (R6)	1,200人
「セクシャル・マイノリティ」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	90.1% (R6)	95%
性の多様性に関する啓発講座の参加者数	274人 (R6)	300人

■基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

項目	現状値	指標(令和12(2030)年)
審議会等委員への女性の登用率	32.0% (R7.4.1)	40%
市職員の女性管理職の割合	18.4% (R7)	19%
農業委員会に占める女性委員の割合	8.3% (R7)	10%
①北海道農業士、②北海道指導農業士の女性の認定者数	①2人 ②9人 (R7)	①6人 ②9人

■基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

項目	現状値	指標(令和12(2030)年)
「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の言葉の認知度(岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	75.2% (R6)	90%
DV防止啓発講座の参加者数	441人 (R6)	500人
DVを経験したときに相談しなかった割合 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	50% (R6)	20%
健康寿命の延伸 ①男性の健康寿命 ②女性の健康寿命	①78.97歳 ②85.13歳 (R4)	①79.21歳 ②85.66歳 (R9)
健康ひろば来場者数	10,963人 (R6)	10,000人 (各年度)
町会自治会等における女性役員の割合	23.1% (R7)	25%

第2章 実践プランの内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

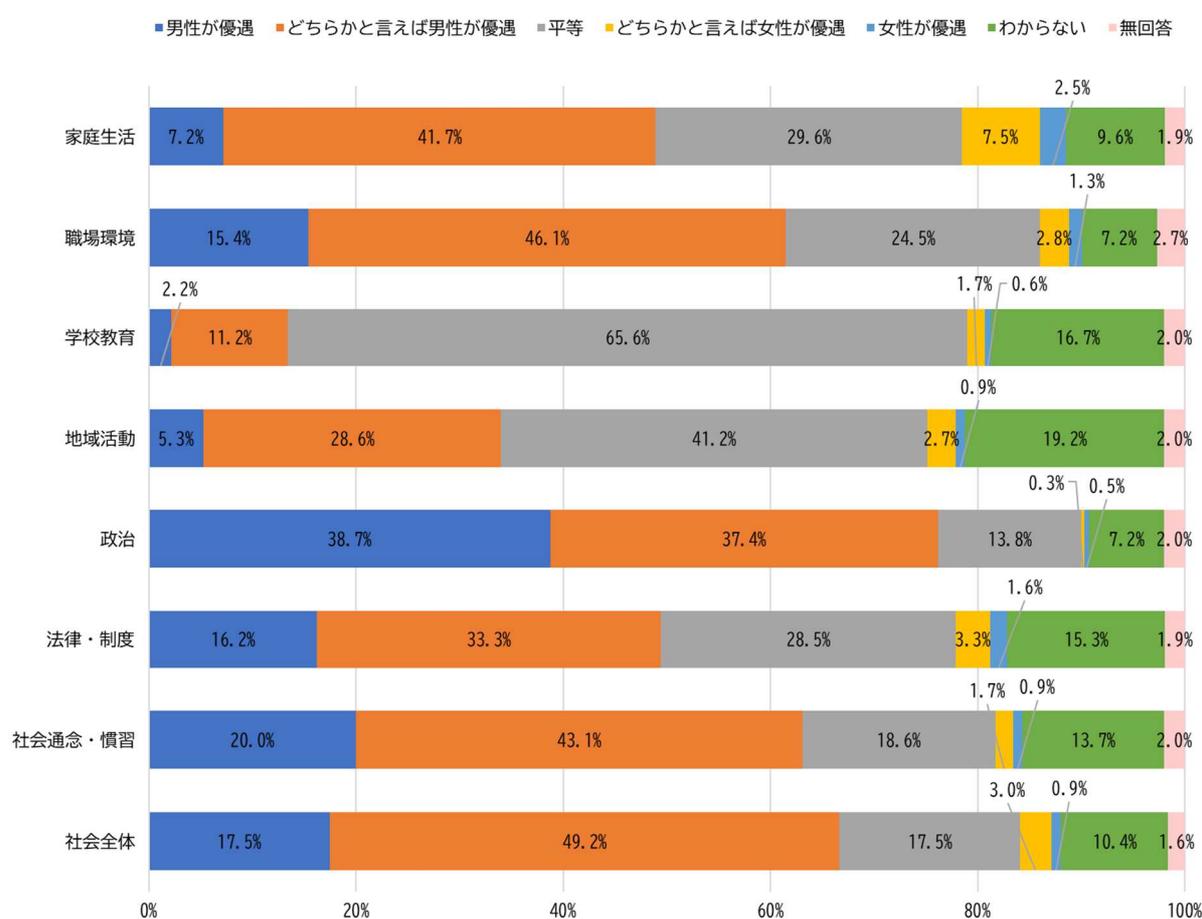
基本課題1 男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消と人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、市民の理解を得るための啓発活動はすべての取組みの根幹をなすものです。

また、すべての人が自らに保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る必要があります。

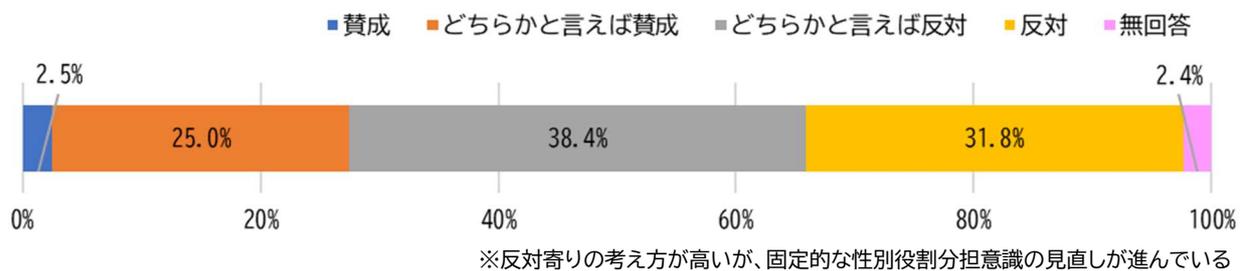
我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきていることから、国際社会の動向の把握に努め、市民への理解を促進する必要があります。

【参考図表1-1 男女の地位の平等感について（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】

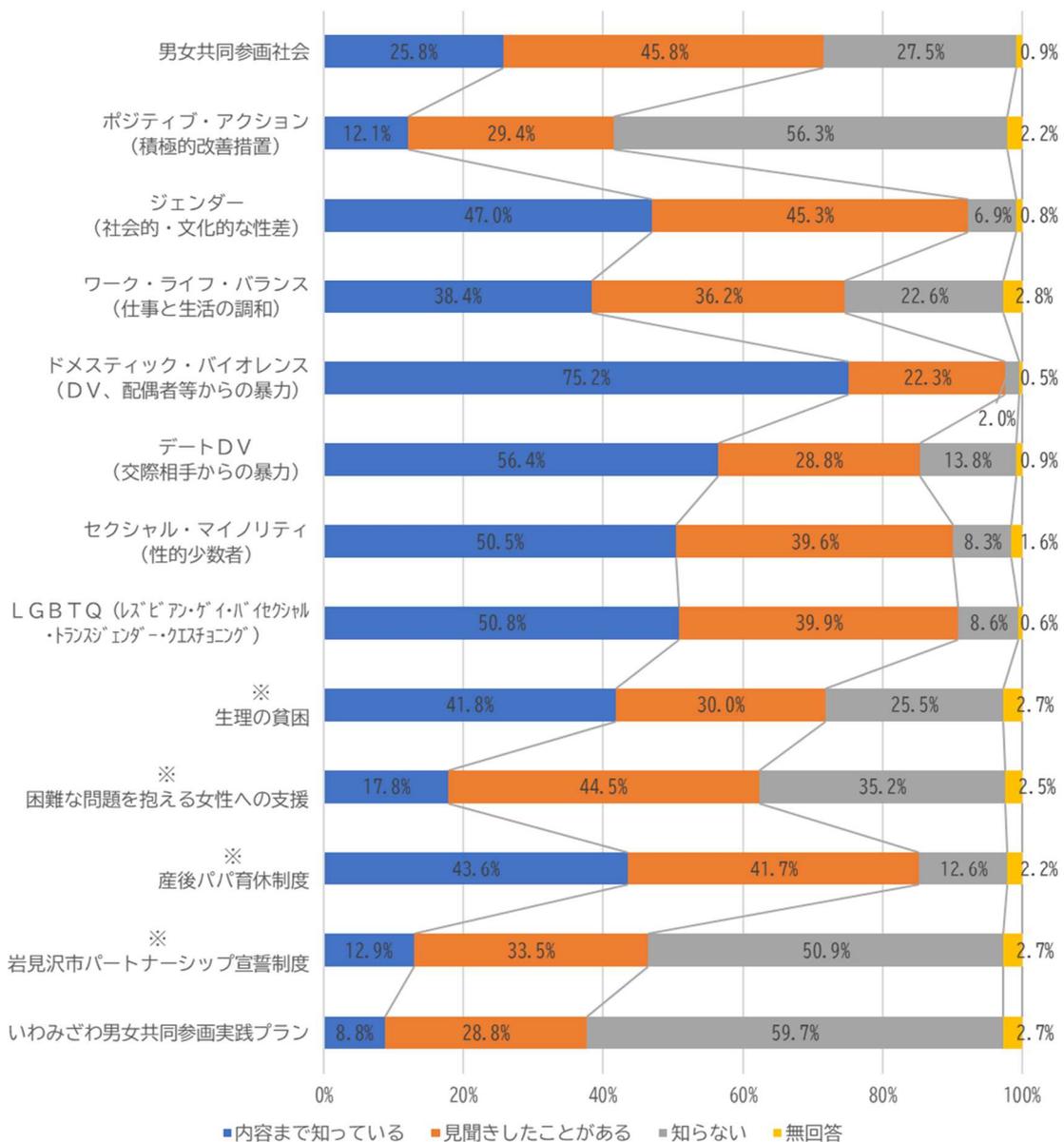


※政治、社会全体、社会通念・慣習、職場環境が「男性が優遇」が過半数を超えており、依然として不平等は残っている

【参考図表1-2 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



【参考図表1-3 男女共同参画に関する言葉の認知度（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



●施策の方向1 男女共同参画の推進

市民・団体、企業、行政の連携と協働により男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の内容	主な担当部
①男女共同参画の理念の普及啓発 いわみざわ男女共同参画実践プランを推進し、男女共同参画の普及啓発に努めます。	市民環境部
②市民・団体、企業、行政の連携と協働 男女共同参画社会を目指すために必要な連携・協働の仕組みづくりに努めます。	市民環境部
③人材育成、活動団体の支援 人材育成を目的とする男女共同参画に関する研修会等に市民を派遣します。 また、市民が主体となって行う男女共同参画に関する学習や推進活動を支援します。	市民環境部 教育部

主 な 事 業	①男女共同参画に関する情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	男女共同参画啓発リーフレットの配布・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	②団体、企業との連携による出前講座の実施・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	協働の仕組みづくりの検討・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	③男女共同参画に関する研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	女性団体への活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室、教育部生涯教育課）

●施策の方向2 広報・啓発活動の積極的な展開

性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開します。

施策の内容	主な担当部
①広報誌・情報誌等による広報活動の推進 市民や団体、企業等に男女共同参画の理解を深めてもらうために、広報誌や情報誌、インターネットの活用など、様々な媒体を用いて啓発活動を行います。	市民環境部
②講座、講演会等による啓発活動の推進 様々な課題を取り上げた講座や講演会等を開催し、啓発活動を行います。	市民環境部
③男性や若者世代への広報・啓発 男性や若者世代を対象とした性別に基づく固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進に努めます。	市民環境部
④関連する法令や制度の周知 男女共同参画に関する法律や制度等の情報収集と内容の周知に努めます。	市民環境部
⑤国際的な取組みについての情報提供 男女共同参画をめぐる国際的な動きや諸外国の女性が置かれている現状、支援の実態などについて情報の収集・提供を行います。	市民環境部

主な事業	①男女共同参画情報誌「ア・ライク」の発行・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)
	男女共同参画に関する情報発信・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)
	②男女共同参画講座・講演会の開催・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)
	③出前講座の実施・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)
	④～⑤広報・ホームページによる周知・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)

●施策の方向3 男女共同参画に関わる諸問題の相談体制の充実

男女共同参画に関わる相談に対し、関係機関と連携し適切な対応に努めます。

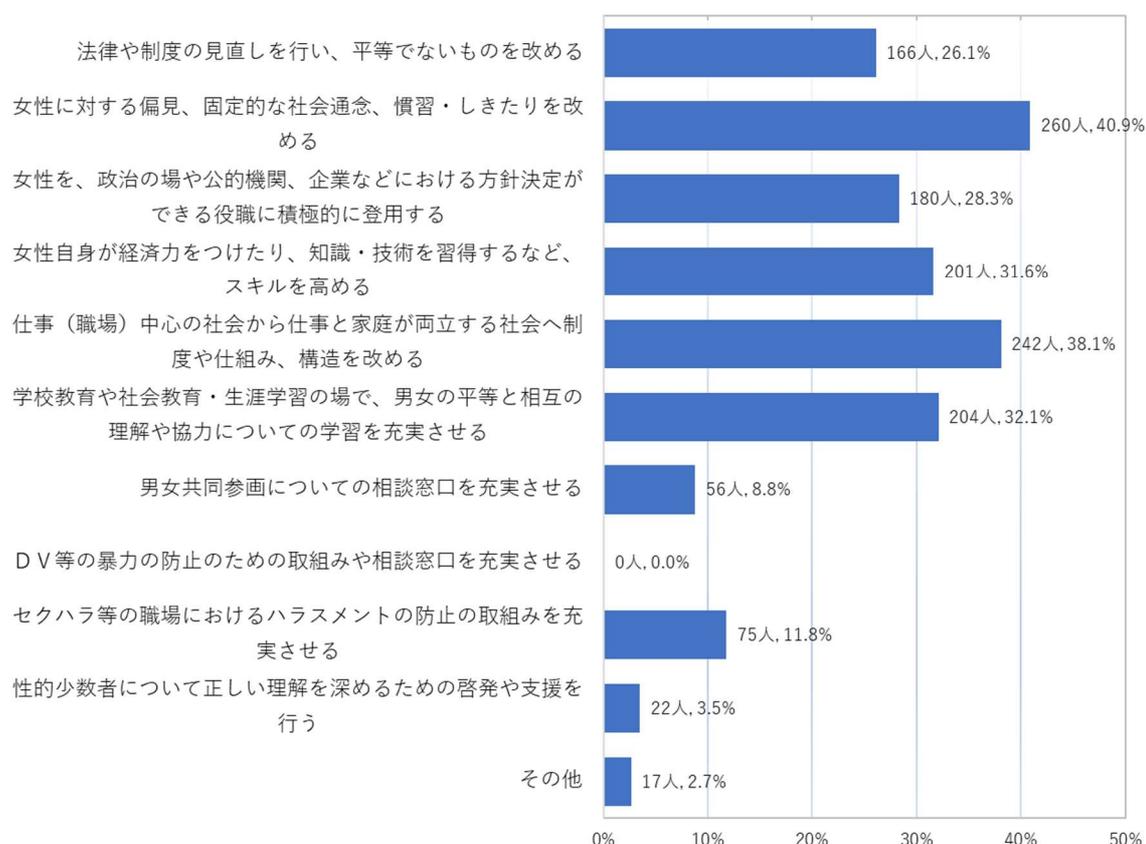
施策の内容	主な担当部
①相談体制の周知と充実 男女共同参画に関わる相談に対し、関係機関と連携し適切な対応に努めます。	市民環境部

主な事業	①各種専門相談の周知・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)
	②弁護士による無料法律相談・・・・・・・・・・ (市民環境部市民連携室)

基本課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画について効果的に市民の理解を促進していくためには、一人ひとりの生涯の中で、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場を通じて教育や学習の機会が提供されること、幼児から高齢者に至る幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすく分かりやすいものとする必要があります。また、男女の主体的で多様な選択を可能とするため、そのエンパワーメント※を促進する観点も不可欠です。

【参考図表1-4 岩見沢市において、男女共同参画社会の実現を目指すためには、どのようなことが必要だと思いますか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



※「女性に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」が最も多く、社会全体の価値観や文化を変えていく必要性への理解が広がっている

※ エンパワーメント

「力をつける」という意味です。女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる場面で自己決定力を身につけ、もてる能力を発揮できるよう「力」をつけることを言います。

●施策の方向1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女平等や思いやりと自立の意識を育むことができるように、性別にとらわれることなく一人ひとりの個性と能力を尊重した教育を進めます。

施策の内容	主な担当部
①人権尊重と男女平等の教育の推進 小中学校、高等学校において、児童・生徒の発達段階に応じた人権の尊重や男女の平等、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく男女が相互に協力することの重要性について指導の充実を図ります。	市民環境部 総務部 教育部
②男女共同参画の視点に立った進路指導 主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努めます。	教育部

主な事業	①小・中学生向けリーフレット等の作成・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） 人権擁護委員会による出前授業・・・・・・・・・・（総務部総務課） 道徳や特別活動における男女平等・相互理解教育の推進・・・・・・・・（教育部指導室） ②キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室）
------	---

●施策の方向2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識することができる学習機会の提供に努めます。

施策の内容	主な担当部
①家庭教育の機会の提供 男女共同参画の意識を高め、性別に基づく固定的な役割分担にとられない意識が醸成されるよう、家庭教育学級、家庭教育セミナー等の学習機会の提供に努めます。	教育部
②子育てに関する学習機会の提供 子育て中の親やこれから親となる市民を対象に、子育てに関する体験学習を含めた学習機会を提供します。	教育部 健康福祉部

主な事業	①家庭教育推進事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部生涯教育課） ②パパママ教室、ライフデザイン支援事業の実施・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課）
------	---

●施策の方向3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくため、生涯にわたる学習機会の提供と社会参画の促進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①生涯学習機会の充実と多様なプログラムの提供 生涯にわたる市民の学習ニーズに対応する学習機会の充実と、多様なプログラムの提供に努めます。	教育部
②女性の学習機会の提供 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における様々な活動に参画する力をつけるため、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。	市民環境部
③女性団体への活動支援 女性団体・グループ等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図ります。	市民環境部 教育部

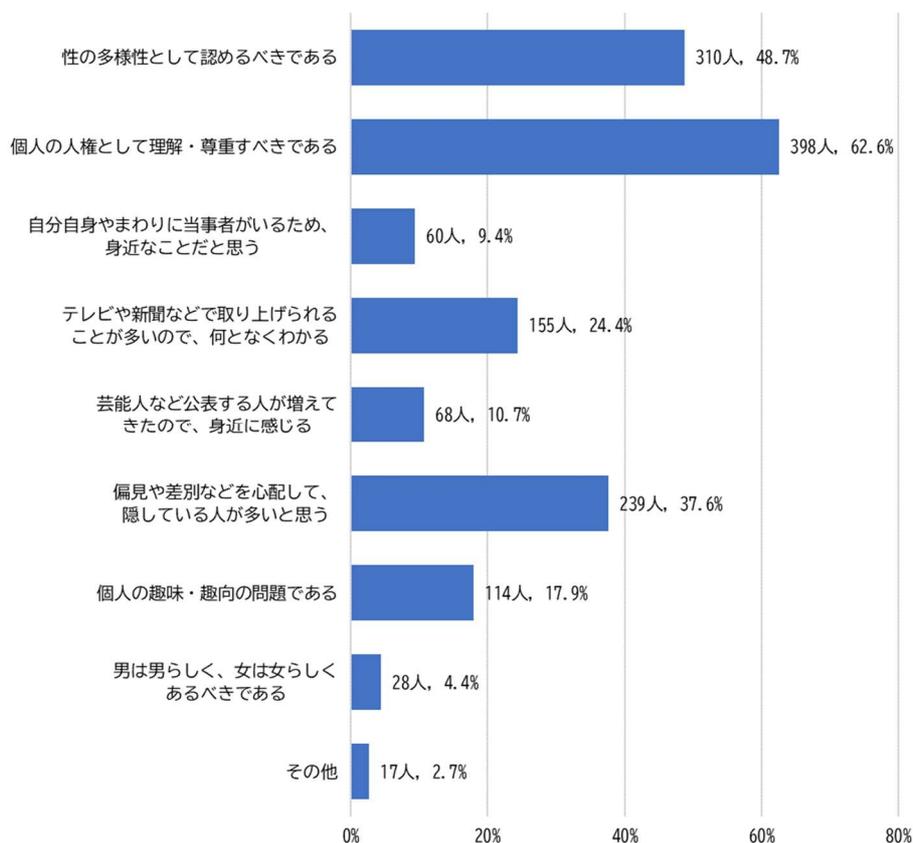
主な事業	①生涯学習施設等における講座の開催・・・・・・・・・・（教育部生涯教育課） 出前講座の実施・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ②女性のエンパワーメントのための学習機会の提供・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ③サークル活動支援、サークル育成・・・・・・・・・・（教育部生涯教育課） 女性団体に対する活動支援・・・・・・・・（市民環境部市民連携室、教育部生涯教育課）
------	--

基本課題3 性の尊重などの人権についての意識啓発

性の尊重については、性に関し正しい知識を身につけ、理解することが重要です。情報の中には、固定的な性別役割分担意識をイメージするものや、女性や子どもを専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた性・暴力表現が女性や子どもに対する人権侵害となるものもあり、これらは男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

青少年やそのような表現に接することを望まない人の権利を守るため、人権に配慮した表現、情報発信についての自主的な取組みを行うよう働きかけるとともに、このようなメディアを取り巻く状況に対応するため、様々な情報を主体的に収集・判断し、適切に発信することができるよう、メディア・リテラシー※の向上の取組みが必要です。

【参考図表1-5 あなたは、セクシャル・マイノリティ※について、どのような考えやイメージをお持ちですか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



※理解・尊重すべきであると回答した人が最も多く、多様な性への受容や尊重の必要性が認識されている

※ メディア・リテラシー

メディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットなど）の情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

※ セクシャル・マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言い、「性的少数者」「性的マイノリティ」とも言います。

●施策の方向1 性の尊重についての意識の啓発

性の尊重や性の多様性などをはじめ、性に関して適切な意思決定や行動選択ができるよう正しい知識を身につけ理解するための取組みを推進します。

施策の内容	主な担当部
①学校における性教育の充実 人権尊重と男女平等の精神に基づき、こどもが成長段階に応じ性に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導の充実に努めます。 また、学校教育に携わる教職員や関係者に対する研修機会の充実に努めます。	教育部 市民環境部
②性の尊重や性の多様性への理解の促進 性の尊重や性の多様性に対する理解を深めるための学習機会の提供や広報啓発に努めます。また、職場等における理解促進を図るため、団体や企業と連携し学習機会の充実に努めます。	市民環境部
③青少年への有害環境の浄化 性や暴力等に関する過激な情報に関し、危険箇所の調査を行い排除に努めます。 また、児童・生徒を犯罪等から守るための活動を推進します。	教育部

主な事業	①学校における性教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室） 人権擁護委員との連携によるデートDV出前講座の実施・・・・（市民環境部市民連携室） ②ジェンダー、LGBTQ※に関する講座、講演会等の開催・・・・（市民環境部市民連携室） 団体や企業との連携による出前講座の実施・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ③青少年センターによる巡回活動・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室） 青少年センターだよりの発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室） 非行の未然防止、早期発見のための巡回補導・・・・・・・・・・（教育部指導室）
------	--

※ LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体のせい不一致な人）、クエスチョニング（性自認や性的指向が定まっていない、または決めていない人）の頭文字を組み合わせたもので、性的少数者を示す言葉として使われることもあります。

●施策の方向2 男女共同参画の視点に立った表現の配慮

広報誌等の公的出版物の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないよう配慮するとともに、メディアからもたらされる多くの情報を市民が主体的に収集・判断等ができるよう支援します。

施策の内容	主な担当部
<p>①市の広報・出版物等における適切な表現の配慮 市が作成する広報誌や公的出版物等の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女共同参画の視点に立ったものとなるよう配慮します。また、性の多様性について配慮した適切な表現となるよう行政文書の見直しを進めます。</p>	<p>総務部 市民環境部</p>
<p>②メディア・リテラシーの向上 コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないように、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報を主体的に収集・判断等ができる能力の育成に努めます。</p>	<p>教育部</p>

<p>主な事業</p>	<p>①広報いわみざわなどでの分かりやすい情報発信・・・・・・・・・・（総務部秘書課） 男女共同参画の視点に立った広報誌、公的出版物等の編集・発行・・・・・・・・（関係部署） 「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」（北海道発行）の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ②メディア・リテラシー教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室）</p>
-------------	--

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性は我が国の人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながります。

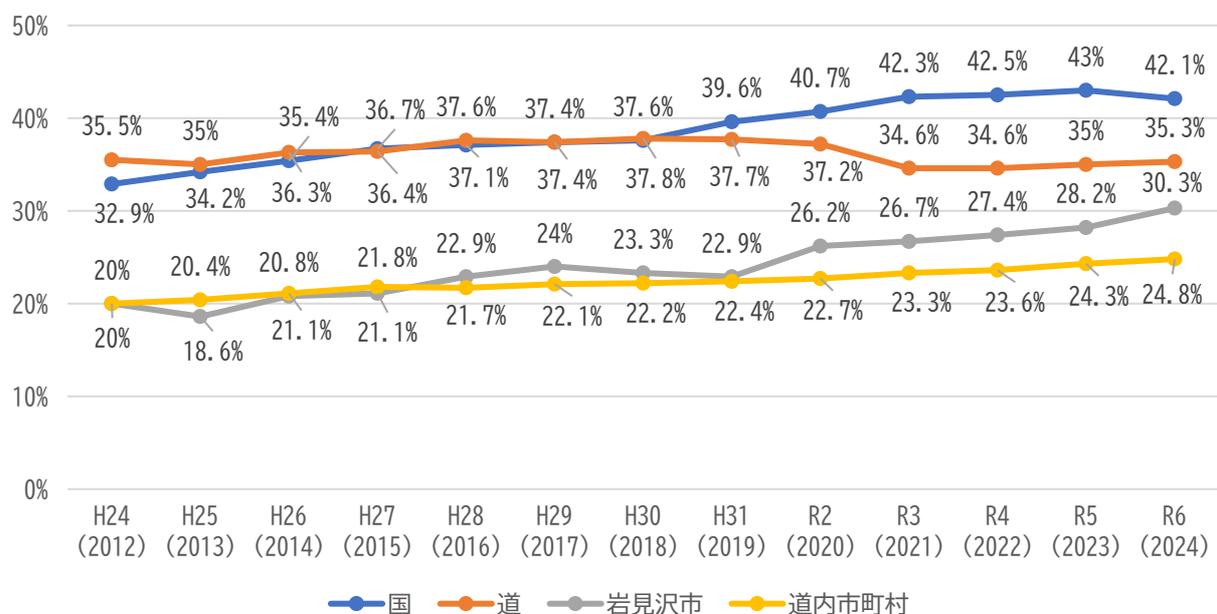
岩見沢市の審議会等委員における女性比率は32.0%（令和7(2025)年4月1日現在）となっています。また、市議会における女性議員は22名中2名と依然少数となっており、政策・方針決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況です。

そのため、国において設定した目標「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」を達成するため、岩見沢市においても女性の参画拡大の動きをさらに推進する必要があります。

また、将来指導的地位に成長していく女性人材を育成するため、ワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援等の取組みを進める必要があります。

これらを通じて、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていきます。

【参考図表2-1 国・道・道内市町村の審議会等委員の女性比率の推移（各年4月1日現在）】



●施策の方向1 審議会等委員への女性の参画の拡大

市が設置する審議会等の委員や市議会については、男女のより多様な意見を審議等に反映できるように、政策・方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくりを推進します。

施策の内容	主な担当部
①審議会等委員への女性の積極的な登用 男女の多様な意見を市政に反映させるため、審議会等委員への女性の積極的な登用を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。また、公募を行うなど、登用の道筋を広めます。	関係各部
②人材情報の収集 市の審議会への登用を促進するために、地域や団体等で活躍する女性の人材の情報収集に努めます。	市民環境部
③政治分野における女性の参画促進 女性や若者が政治に関心を持てるように広報啓発に努めるほか、誰もが政治に参画しやすい環境づくりに努めます。	市民環境部 議会事務局 選挙管理委員会事務局

主な事業	①各種審議会・委員会等の運営、公募制導入の検討・・・・・・・・・・（関係各課） ②女性の人材の情報収集、育成・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ③政策・方針決定過程への女性の参画促進・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） 政治に参画しやすい環境づくり・・・・・・・・・・（議会事務局、選挙管理委員会事務局）
------	--

●施策の方向2 市女性職員の登用等の促進

女性職員の登用等については、職員の自己啓発や研修等を通じて積極的な人材育成に努めます。

施策の内容	主な担当部
①市職員の女性の登用等の促進 男女の性別に関係なく、職務に対する能力や意欲による管理職への登用に努め、行政における女性の参画を促進します。	総務部
②職員研修の実施 女性職員を対象とする研修や派遣研修の受講を積極的に奨励し、職務に必要な能力を高める学習機会の提供に努めます。また、係長級・課長級の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行います。	総務部

主な事業	岩見沢市特定事業主行動計画・・・・・・・・・・（総務部職員課）
------	---------------------------------

- 施策の方向3 あらゆる分野における男女共同参画の推進
企業や団体等あらゆる分野における女性の参画促進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①企業や団体等における女性の参画促進 女性の能力発揮が企業や団体等の活性化に必要であるという意識の醸成を図り、方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、関係機関と連携を図り情報の収集と提供を行い啓発に努めます。	市民環境部 経済部

主な事業	他機関からの情報収集、提供・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） 企業や団体との連携による出前講座、女性リーダー養成講座の実施の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
------	--

基本課題2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ※の推進につながり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要な意義を持ちます。

しかしながら、岩見沢市においても、女性の就業率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描く傾向がありました。しかし、最新のデータ（令和2（2020）年）では、25～35歳など子どもを産み育てる可能性が高い世代でも高い就業率を維持しており、M字の谷が緩やかな形になってきていますが、子育てや介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性は多いため、大きな損失となっています。

そのため、女性も男性も働きたい人全てが仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランスやパートナーである男性の子育て・介護等への参画等の拡大が課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症などが流行するような非常時には、女性がより職を失いやすくなる懸念があり、こうした状況について注視することが必要ですが、感染症の拡大が契機となり、テレワーク※の導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。

加えて、性別を理由とする差別的取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント※、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやマタニティ・ハラスメント※等の根絶、男女間の賃金格差の解消等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保も不可欠です。

※ ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会と言います。

※ テレワーク

「tele=離れた場所」、「work=働く」という意味の単語を合わせた造語であり、遠隔勤務、転じて在宅勤務などの意味もあります。

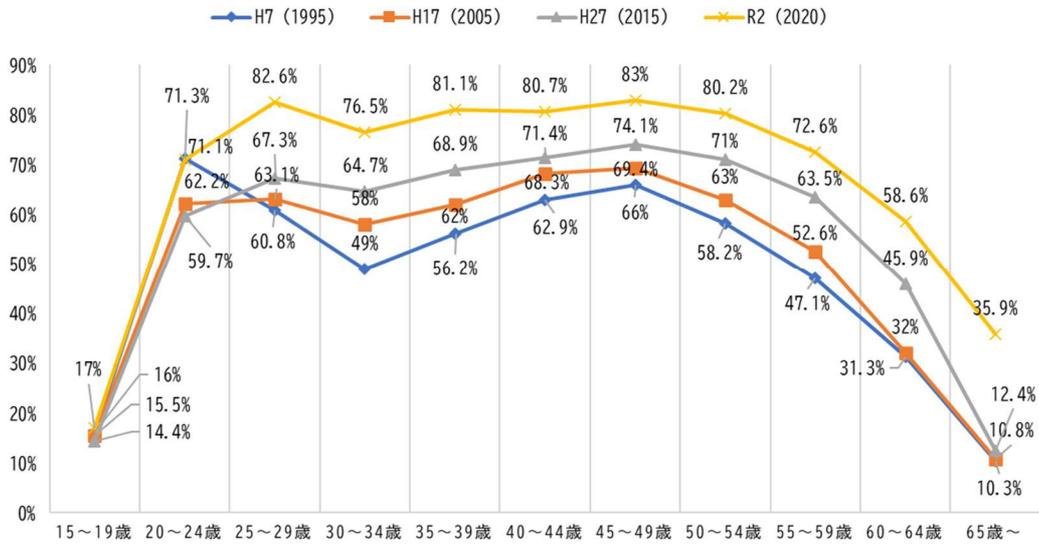
※ セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのことを言い、相手の意に反する性的言動によって、働く上で不利益を被ったり、性的な言動によって就業環境が妨げられることを言います。

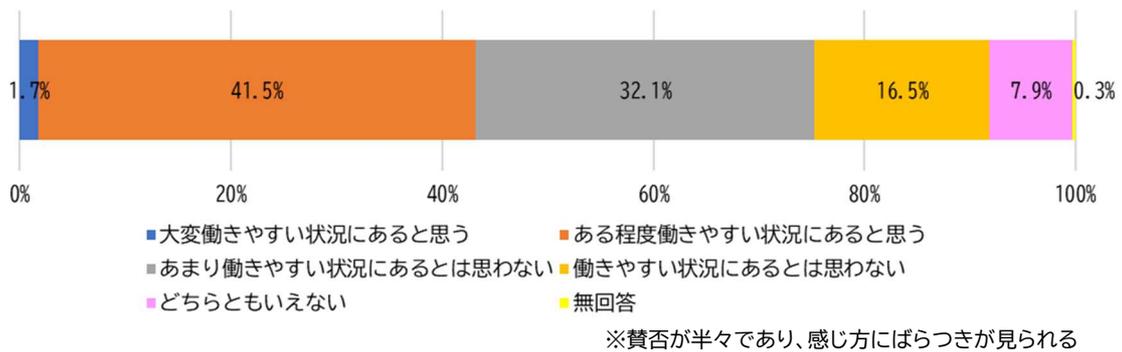
※ マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的ないやがらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを受けることを言います。

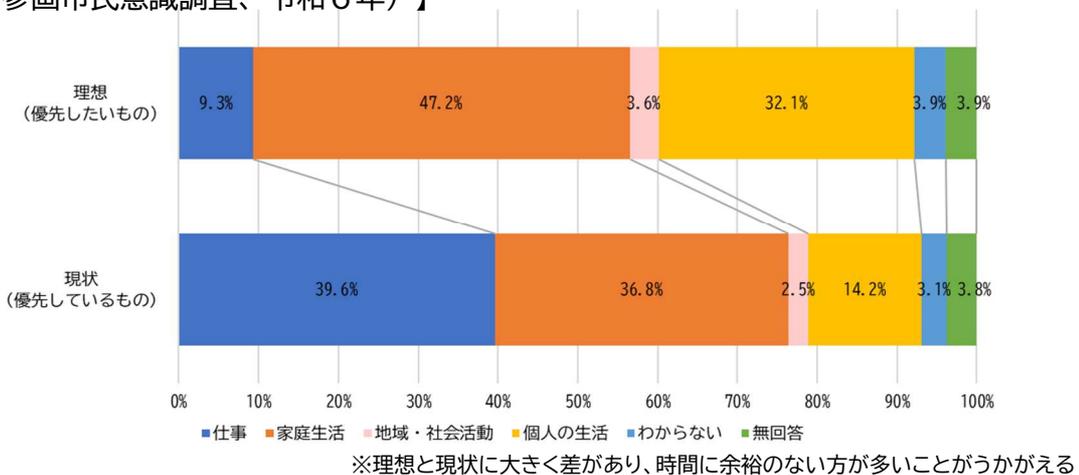
【参考図表2-2 岩見沢市における女性の就業率（国勢調査）】



【参考図表2-3 現在の社会は女性が働きやすい環境にあると思いますか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



【参考図表2-4 生活の中での、「仕事」、家庭生活」、「地域・社会活動・個人の生活」の優先度についてお聞きします。あなたの現状に最も近いものはどれですか。（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



●施策の方向1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法に基づく男女の均等な機会と待遇の確保が図られるよう、企業に対する意識啓発を推進します。

施策の内容	主な担当部
①男女雇用機会均等法の周知 企業における募集・採用・配置・昇進などにおいて、女性に対する差別を禁止した男女雇用機会均等法の周知啓発に努めます。	経済部
②企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及促進 ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成を図り、普及促進に努めます。また、ワーク・ライフ・バランス推進に企業が取り組みやすくなるよう認定制度等の導入について検討します。	経済部 市民環境部
③セクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発と相談窓口の周知 セクシュアル・ハラスメント等の防止について意識啓発を進めるとともに、相談窓口等の情報提供を行います。	経済部 市民環境部
④育児・介護休業法等の就労に関する制度の情報提供 育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働基準法等関係法令、制度の周知を含めた労働関係の情報提供を行います。	経済部
⑤女性の就労に関する相談窓口の周知 職場における男女差別など男女雇用機会均等法に基づく労働者と事業主の間の紛争解決のための援助など制度の周知や、働く女性が抱える様々な問題や悩みに関する相談窓口の周知に努めます。	経済部

主な事業	①経済施策情報提供サービスの拡充・・・・・・・・・・・・・・・・（経済部商工労政課） ①～⑤広報、ホームページなどによる周知・・（市民環境部市民連携室、経済部商工労政課） ②ワーク・ライフ・バランス取組み事例の紹介・・・・・・・・（市民環境部市民連携室） ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度等導入の検討・・・・（市民環境部市民連携室）
------	---

●施策の方向2 多様な就労ニーズに対応した女性の就業・起業支援

男女が多様で柔軟な働き方ができるよう、関係機関と連携を図りながら適切な情報提供に努めます。

施策の内容	主な担当部
①就職・再就職に向けた支援 育児・介護等を理由に仕事を離れていた女性の再就職を支援するため、関係機関と連携を図りながら適切な情報提供に努めます。	経済部
②多様な働き方を可能にする取組みと情報提供 男女が多様で柔軟な働き方を選択できるよう関係機関と連携を図り、様々な労働形態や制度、就業に向けた研修事業に関する情報を提供します。	経済部 企画財政部
③女性起業家に対する支援 起業を目指す女性に対し、起業に関する知識や手法についての情報提供、相談、学習機会を提供するとともに、経営についての助言等支援の充実を図ります。	経済部

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関との連携による支援・・・・・・・・・・・・・・・・（経済部商工労政課） ②在宅型就業研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（企画財政部情報政策課） ③創業塾の開催やワンストップ窓口設置による創業支援・・・・・・・・（経済部商工労政課）
-------------	--

基本課題3 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立

農村においては、6次産業化※の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっていますが、農業経営における女性の参画状況はいまだ十分ではありません。女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定※の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上を図る必要があります。

併せて、ICT※の利活用による農作業の効率化・省力化をはじめとする誰もが働きやすい作業環境の整備や就業支援、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等、農村におけるワーク・ライフ・バランスを促進するとともに、過疎化、少子・高齢化の進展など農村を取り巻く状況の変化に的確に対応し、男女共同参画の視点に立った総合的な施策を推進する必要があります。

【参考図表2-5 岩見沢市の農業従事者の男女比（岩見沢市農務課調べ、令和7年）】

項目	男性	女性	合計	女性の割合
農業者数	1,173人	851人	2,024人	42.0%
経営体の代表者	689経営体	38経営体	727経営体	5.2%
農業委員会委員	33人	3人	36人	8.3%
北海道農業士※	35人	2人	37人	5.4%
北海道指導農業士※	27人	9人	36人	25.0%

※ 6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することです。

※ 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

※ ICT

情報通信技術、Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットに関連する技術の総称です。

※ 北海道農業士

地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興などに積極的・意欲的に活躍される農業者の方を「北海道農業士」として北海道が認定しています。

※ 北海道指導農業士

就農希望者に対して、農業経営や農家生活についての知識や技術の習得に向けて研修を行い、新たな農業者の育成・確保に尽力されている方々を「北海道指導農業士」として北海道が認定しています。

●施策の方向1 意識改革と方針決定過程への女性の参画の拡大

農村における男女の固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を見直すとともに、農村女性の社会参画の促進と、政策・方針決定過程への参画の拡大に努めます。

施策の内容	主な担当部
①農村女性の地位向上に向けた機運の醸成 農業協同組合等の関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的機運の醸成を図ります。	農政部
②方針決定過程への女性の参画の拡大 農業委員会等における女性の登用促進に向けた普及啓発等を推進します。	農政部 農業委員会
③女性への研修の実施 女性が農業経営に参画する上で必要な知識や技術等の習得に向けた研修等の実施に努めます。また女性指導農業士、女性農業士など農村の女性リーダーの育成に努めます。	農政部

主な事業	①農業協同組合等との連携による周知啓発・・・・・・・・・・（農政部農務課） ②農業委員会の女性の登用促進・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） ③女性向け農業講座の開催・・・・・・・・・・（農政部農務課）
------	---

●施策の方向2 女性の経済的地位の向上と働きやすい環境づくり

農業や農村社会で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置づけを明確にするとともに、農業経営や起業活動、地域社会への女性の参画のための働きやすい環境づくりを進めます。

施策の内容	主な担当部
①女性農業者の経営参画の促進 女性の参画を促進するためには、家族の相互理解に基づく経営方針や役割分担の明確化が重要であることから、家族経営協定の締結や法人化を推進するための情報提供を行います。	農政部
②女性や若年層への農業者年金制度の加入促進 男女が等しく老後の生活を確保することができるよう、女性農業者や若い農業者の農業者年金制度への加入を促進するなど、各種社会保障制度の普及・定着を図ります。	農業委員会
③農産加工品製造・販売の取組みへの支援 女性の視点を活かした農産加工品の製造・販売を進めるため、情報の提供や講習会などの取組みを推進します。	農政部
④スマート農業の普及促進 ICTの利活用による農作業の効率化・省力化をはじめとする誰もが働きやすい作業環境の整備に努めます。	農政部

主
な
事
業

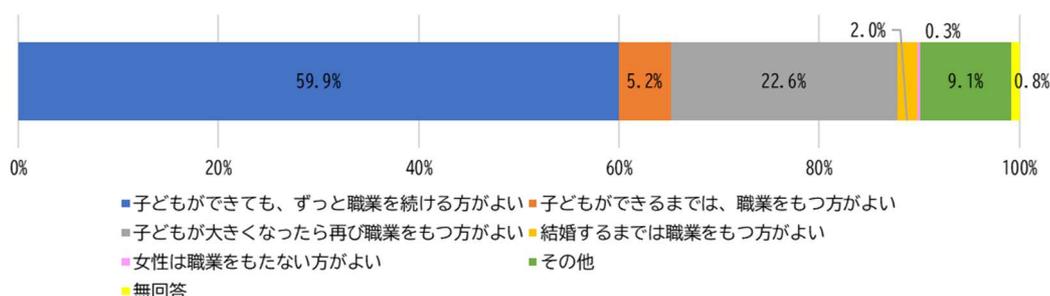
- ① 農業協同組合等との連携による啓発 (農政部農務課)
- ② 農業者年金制度の周知 (農業委員会事務局)
- ③ 農産加工品製造施設の整備 (農政部農務課)
- ④ ICT農業普及促進事業 (農政部農務課)

基本課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスや、パートナーである男性の子育て・介護等への参画等の実現が喫緊の課題となっています。

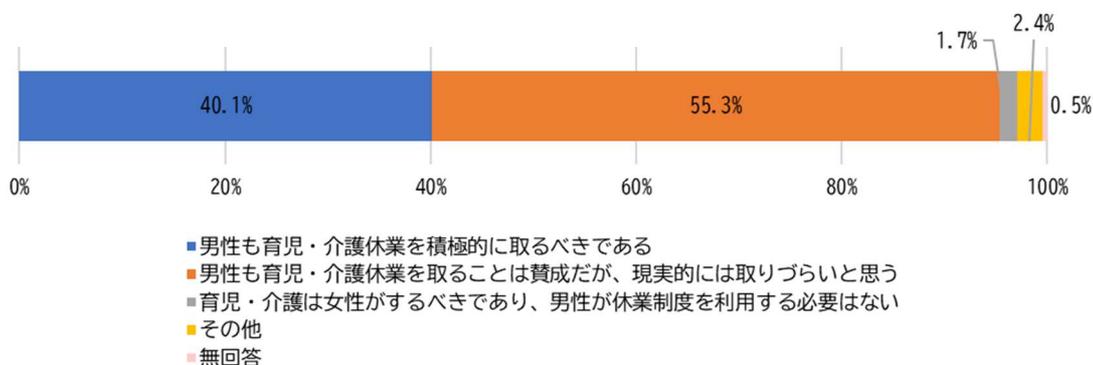
しかしながら、長時間労働や男性中心の働き方を前提とする労働慣行が依然として根付いていることに加え、子育て・介護等の家庭責任の多くを女性が担っている現状にあるため、パートナーである男性の子育て・介護等への参画の推進が一層求められています。また、男性が育児休業等の取得等により子育てを担い、その後も育児を積極的に行うことは、育児休業等の取得後も含め母親による子育ての孤立化を防ぐ等の効果があるとともに、職場における働き方・マネジメントの在り方を見直す契機ともなり、男女が共に暮らしやすい社会づくりに不可欠です。

【参考図表2-6 女性が職業をもつことについてどう思いますか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



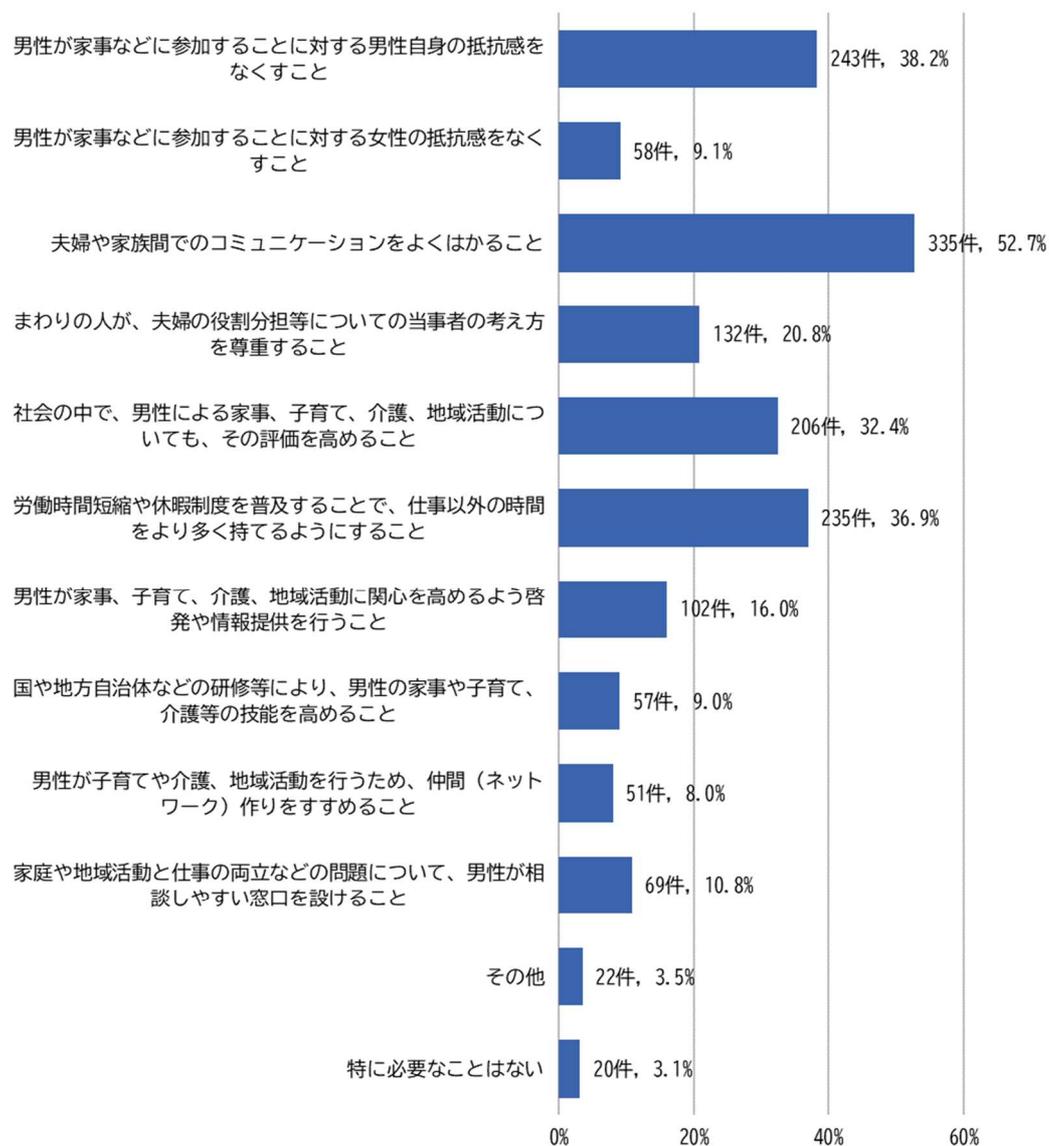
※女性が仕事を続けることについて過半数以上が肯定的であり、働き続けることを支持する意見が広がっている

【参考図表2-7 男性が育児・介護休業制度を利用することについて、どう思いますか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



※男性の家庭参画を支持する意見が広がっているが、一方で制度が利用しにくいと感じる人が多い

【参考図表2-8 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



※家族間でのコミュニケーションや、男性が抵抗なく家事に参加できる環境づくりが重要であるとの意見が多い

●施策の方向1 家庭生活の男女共同参画の推進と他の活動との両立支援

性別にかかわらず多様なライフスタイルを選択し、家庭や仕事、地域社会などあらゆる活動が両立できる環境整備に努めます。

施策の内容	主な担当部
<p>①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進 家庭における男女の固定的な性別役割分担意識を是正し仕事と生活の調和が図れるよう職場優先の意識を変え、男性も含めた働き方の見直しや家庭生活への参画を促進するための啓発に努めます。</p>	<p>経済部 市民環境部</p>
<p>②仕事と育児・介護の両立のための情報提供等の充実 育児・介護をしながら働き続けられるよう仕事と育児・介護の両立のための制度等の情報提供に努めます。</p>	<p>健康福祉部 経済部</p>
<p>③出産、育児に関する参加型教室の開催 これから子育てをする親に対し、夫婦参加型教室の開催など妊娠から育児までを学ぶ機会の充実を図ります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>④男性の育児参加促進 父親とこどものコミュニケーションを深める場を提供するなど男性の育児に関する学習機会の充実を図ります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>⑤市職員の男性の育児休業取得率向上の推進 市職員の男性の育児休業等の取得促進に向け、働き方の見直しや各制度について情報提供に努めます。</p>	<p>総務部</p>

<p>主な事業</p>	<p>①②男女共同参画情報誌「ア・ライク」などによる情報提供・・・（市民環境部市民連携室） 男性の家事・育児参画への意識改革・・・（市民環境部市民連携室） ③プレママ教室、パパママ教室の実施・・・（健康福祉部こども未来課） ④コミュニケーション広場「パパといっしょ」の実施・・・（健康福祉部こども未来課） ⑤岩見沢市特定事業主行動計画・・・（総務部職員課）</p>
-------------	--

●施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実

仕事と子育ての両立にともなう負担感や子育ての負担感を和らげ、誰もが安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスや相談・支援体制の充実に努めます。

また、サービス等の利用をためらうことがないよう、利用促進の啓発に努めます。

施策の内容	主な担当部
①保育サービスの充実 働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、子育て家庭が必要な時に利用できる保育サービスの充実に努めます。	健康福祉部
②放課後児童対策の充実 市内の児童館や学校の余裕教室等を活用し、放課後、保護者がいない小学生に対する放課後児童（留守家庭児童）対策の充実に努めます。	教育部
③地域における子育て支援体制の充実 こども家庭センターを中心に地域の子育て支援機能の充実に努めるとともに、こどもの発達や育児についての相談体制の充実に努めます。また、子育て中の親子が集まり、気軽に仲間作りができる場の充実に努めます。	健康福祉部
④障がいのあるこどもに関する相談・支援体制の充実 障がいのあるこどもやその家族に対して、相談や指導の支援体制の充実に努めます。	健康福祉部
⑤ひとり親家庭の支援 ひとり親家庭からの生活・養育相談に対応するために、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実に努めるとともに、必要な生活支援等を講じていきます。	健康福祉部
⑥児童虐待に関する支援 こども家庭センターを中心とした関係機関との連携（チャイルドホットライン）により、児童虐待の防止と解決に向けた実態の把握に努め、虐待の早期発見、早期対応など、被害児童の保護対策や通報体制の充実に努めます。	健康福祉部
⑦介護に対する相談支援体制の充実 介護サービスに関する情報提供を行うとともに、介護に対する不安や悩みの相談支援体制の充実に努めます。	健康福祉部

主な事業	①延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育の実施 (健康福祉部こども未来課)
	②放課後児童クラブ、延長保育、おはようキッズ事業の実施..... (教育部学校教育課)
	③地域の子育て親子ひろば、常設型子育て親子ひろば「ひなっただっこ」の運営 (健康福祉部こども未来課)
	ファミリー・サポート・センター事業の実施..... (健康福祉部こども未来課)
	子育て短期支援事業の実施、子育て支援夜間養護等事業..... (健康福祉部こども未来課)
	産前産後ヘルパー事業の実施..... (健康福祉部こども未来課)
	④こども発達支援事業の実施..... (健康福祉部こども未来課)
	⑤母子・父子自立支援員の配置..... (健康福祉部こども未来課)
	自立支援教育訓練給付金の支給..... (健康福祉部こども未来課)
	高等職業訓練促進給付金の支給..... (健康福祉部こども未来課)
	⑥岩見沢市要保護児童対策地域協議会運営..... (健康福祉部こども未来課)
	特別育児支援ヘルパー事業の実施..... (健康福祉部こども未来課)
	乳児家庭全戸訪問事業の実施..... (健康福祉部こども未来課)
	⑦地域包括支援センターの運営..... (健康福祉部高齢介護課)

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

基本課題1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶【配偶者暴力防止計画】

男女共同参画を阻害する暴力は、男性も女性も被害者になる可能性があります。被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

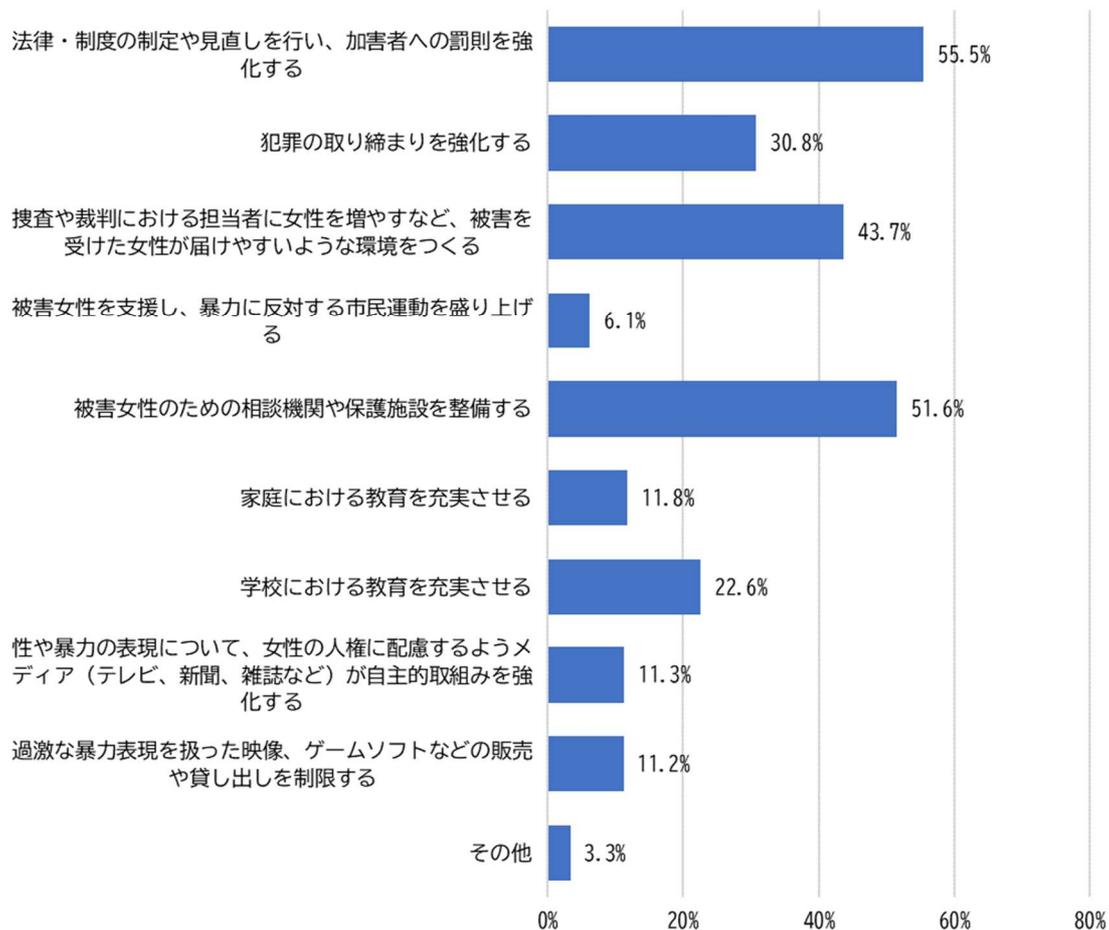
配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっています。被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠であるとともに、とりわけ、DVにおいては、被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。

また、コロナ禍により、家庭内の暴力の増加や深刻化が助長され、精神的暴力を含めDVに関する相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ、こうした非常時にも機能する相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要です。

【参考図表3-1 岩見沢市のDV相談件数（岩見沢市市民連携室調べ）】

項目	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
相談者数	29人	25人	18人	17人
延べ相談件数	235回	120回	220回	247回

【参考図表3-2 ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力をなくすためにはどのようにしたらよいと思いますか。(〇は3つまで) (岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年)】



●施策の方向1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止に向けた啓発の推進

DVやストーカー行為などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く市民に周知し、暴力を容認しない社会の実現をめざした啓発活動の推進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①男女共同参画を阻害する暴力の防止に向けた意識啓発 DVやストーカー行為などの暴力については、重大な人権侵害であり、決して許されないものであることを広く市民に周知するため、あらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。また、暴力の当事者にならないための学習機会の充実に努めます。	市民環境部
②若年層に対するDV予防啓発 暴力を伴わない人間関係を築くため、若年層に対する予防啓発や学習機会の充実に努めます。	市民環境部

主 な 事 業	①DV防止に関する講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	広報・ホームページによる啓発・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	DV防止啓発リーフレットの配布・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	②人権擁護委員との連携による出前講座の実施・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）

●施策の方向2 DV被害者への支援体制の充実

DVは外部からの発見が難しい家庭で行われていることが多いため、被害が深刻化しやすいものです。被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、より効果的な被害者支援を進めます。

また、児童虐待とも深く関連していることから、適切な対応ができるよう関係機関との連携を強化します。

施策の内容	主な担当部
①相談支援体制の充実 相談窓口の周知に努め、被害者の状況に応じた助言や指導、自立を支援するための制度等の情報提供を行います。また、相談支援体制の充実を図るため、女性相談支援員を配置し、SNSやメール等の活用について検討します。	市民環境部
②相談における二次被害の防止の徹底 市の関係部署において窓口担当者等が被害者に対応するときは、被害者に二次被害が生じることのないよう配慮に努めます。	市民環境部 関係各部
③関係機関と連携した被害者支援 警察、北海道などの関係機関と連携し、被害者の保護支援や避難先の確保に努めます。	市民環境部 関係各部

主 な 事 業	①DV防止啓発リーフレットの配布・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	女性相談支援員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	②③住民基本台帳事務におけるDV等の支援措置・・・・・・・・（市民環境部市民サービス課）
	関係機関との連携及び支援調整会議の実施・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）

基本課題2 生涯を通じた心と身体健康づくり

男性も女性も、お互いの身体的な特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識や情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。

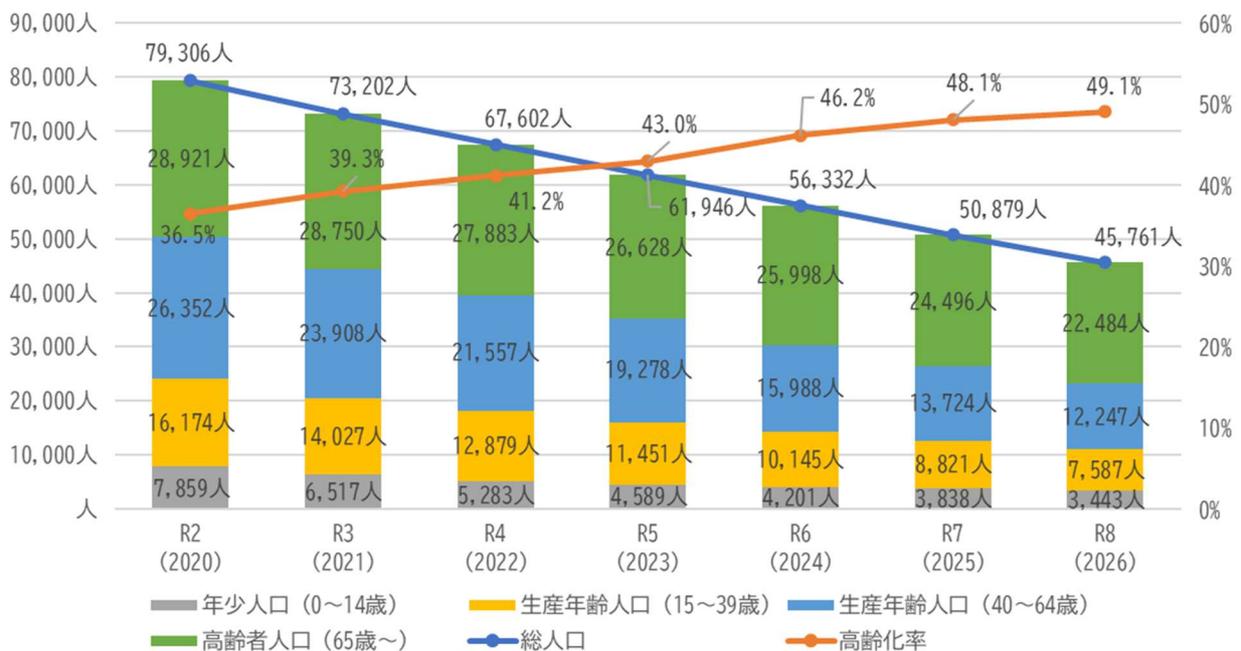
特に、女性は妊娠や出産や女性特有の更年期障害を経験する可能性もあり、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

また、経済的な理由などから生理用品を購入できない「生理の貧困」の問題が社会的な問題となっています。生理用品の配布や相談体制の整備を通じて、生理に関する不安や困りごとを抱える人に寄り添い、安心して日常生活を送ることができるよう支援を行うことが重要です。

さらに、近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっています。

生涯を通じた健康づくりを支援するため、全国の自治体で初めて認定を受けた「健康経営都市宣言」の実践を通じ、市民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。

【参考図表3-3 岩見沢市の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所、令和5年3月推計）】



※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利と訳され、妊娠・出産・避妊などについて、個人、特に女性みずからが決定権をもつという考えのことです。

●施策の方向1 生涯を通じた健康の保持増進

男女がそれぞれの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育や相談体制の充実に努めます。特に女性については、ライフステージに応じた適切な健康づくりを支援します。

施策の内容	主な担当部
①生涯を通じた健康づくりの推進 市民が健康状態を自ら把握し、主体的な健康管理に取り組むことができるよう、生涯を通じた健康保持増進に関する事業を推進するとともに、心の悩みを含めた健康をめぐる様々な問題について安心して相談できる体制づくりを推進します。	健康福祉部
②健康管理と病気の予防対策の充実 がん検診や各種健康診査を受診しやすい環境を整備するとともに、周知や勧奨による受診率の向上と予防対策や相談体制の充実に努めます。	健康福祉部
③生活習慣や食習慣の改善 保健指導の充実や積極的な情報発信によって生活習慣の改善や規則正しい食習慣の普及啓発に努めます。	健康福祉部
④リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に配慮した女性の生涯を通じた健康支援を行います。	健康福祉部
⑤女性の健康づくり支援 妊娠・出産・更年期など、生涯を通じて大きく変化する女性のライフステージに応じた心身の健康づくりについて支援します。	健康福祉部
⑥生理の貧困支援 経済的な理由で、生理用品を購入することが困難な女性に対し、不安や困難を抱える女性の支援につなげるきっかけとするため、学校や公共施設で生理用品を配布しています。	市民環境部

主な事業	①いわみざわ健康ひろば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	健康教育・健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	②特定健康診査・各種がん検診の実施・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	③各種健康教室の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	④北海道大学COI・NEXTとの連携等によるプレコンセプションケアの周知・・・・・・・・・・ （健康福祉部健康づくり推進課）
	ライフデザイン支援事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課）
⑤子宮がん・乳がん検診の受診勧奨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）	
⑥生理用品の配布・相談対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）	

●施策の方向2 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠、出産は女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産むことができるよう健康支援に努めるとともに、不妊に悩む男女が安心して相談できるよう、国の取組みなどの情報提供に努めます。

また、妊産婦が安心して出産や育児をできるよう、助産師、保健師等による寄り添った支援を行います。

施策の内容	主な担当部
①妊娠・出産期における諸制度の周知と健康指導 妊娠・出産期の諸制度の周知に努め、健康診査、保健指導・相談等のサービスの充実を図ります。	健康福祉部
②妊産婦健診等母子保健事業の充実 妊産婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実に努めます。	健康福祉部
③働く女性の母性保護及び母性健康管理制度の周知 母性健康管理指導事項連絡カードの活用を推進し、母性健康管理制度の周知に努めます。	健康福祉部

主な事業	①母子健康手帳の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課） 来所、電話などによる相談や家庭訪問の実施・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課） 不妊・不育症治療費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課）
	②妊産婦健康診査等の助成、乳幼児健診、健診の事後指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課）
	③母性健康管理指導事項連絡カードの周知・・・・・・・・・・・・（健康福祉部こども未来課）

●施策の方向3 健康を脅かす問題についての啓発

性感染症、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用など健康に影響を及ぼす問題について意識啓発を行うとともに、情報の提供に努めます。

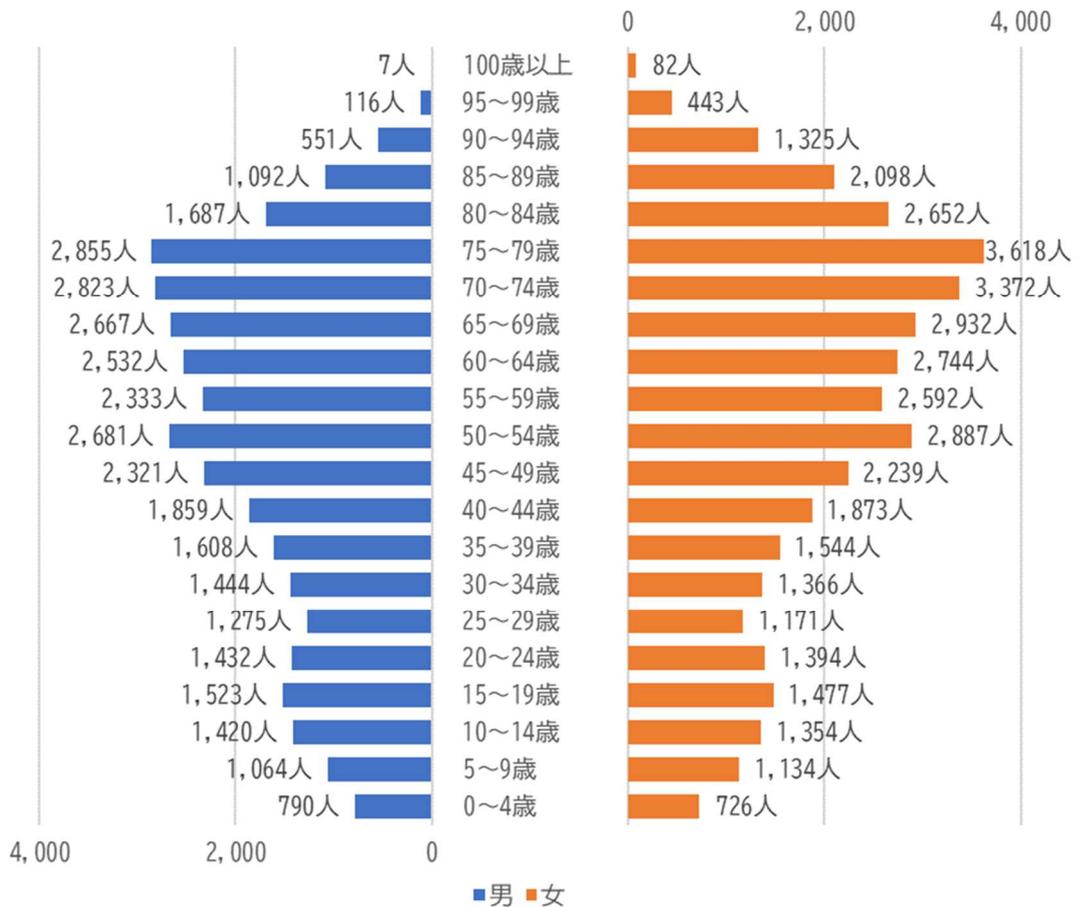
施策の内容	主な担当部
①健康教育の実施 性感染症、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用など健康に影響を及ぼす問題について啓発に努めます。	健康福祉部
②学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施 喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。	教育部

主な事業	①広報・ホームページにおける啓発・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課） 各種健康教室の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	②養護教諭や外部講師による防止教室・・・・・・・・・・・・（教育部指導室）

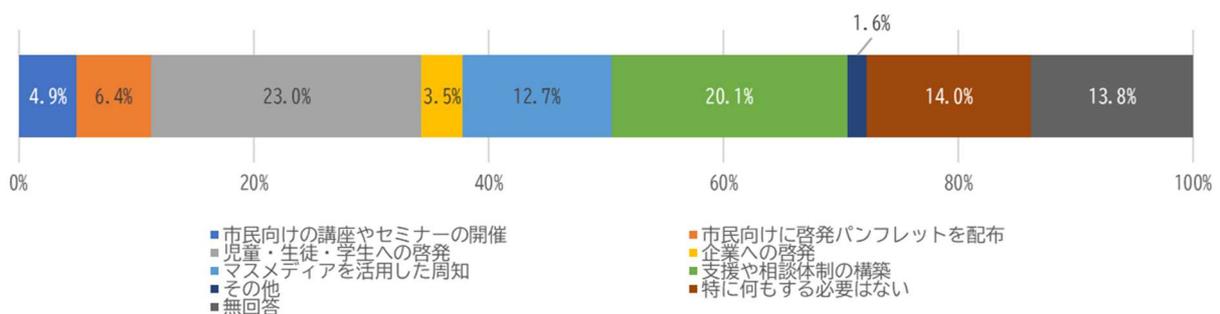
基本課題3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

少子高齢化が進展する社会にあって、岩見沢市も高齢化が進んでいる現状にあります。高齢者や障がい者、性的少数者等も社会を構成する一員として、生きがいをもって生活し社会参加できるように社会的支援が必要であり、そのための環境整備を行っていく必要があります。

【参考図表3-4 岩見沢市の人口ピラミッド（令和7年9月30日現在）】



【参考図表3-5 セクシャル・マイノリティに関して、理解を進めるためにどのようなことが最も必要だと思いますか。（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和6年）】



※児童・生徒・学生への啓発が重要であるとの回答が最も多く、教育現場での学びの必要性が認識されている

●施策の方向1 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者の生きがいと健康づくりを進め、自立した生活を送ることができるよう支援します。また、性的少数者であることを理由とする偏見や差別を無くしていくために啓発活動を行います。

施策の内容	主な担当部
①高齢者に対する福祉の充実 高齢者が健康でいきいきとした生活を送るために、保健・医療・生きがい対策や介護予防システム施策に努め、介護サービスの整備及び質的向上を図り、介護に関する相談体制の充実を図ります。	健康福祉部
②障がい者の福祉と家族への支援 個々のニーズに応じた障がい福祉サービスや地域生活支援事業の適切な提供を行います。また、相談支援や情報提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化します。	健康福祉部
③貧困など生活に困っている方への支援 生活困窮者が抱える多様な複合的な課題の解決に向け、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、自立の促進を図ります。また、関係機関等とネットワークを構築し、生活困窮者の社会参加や就労の場の充実に努めます。	健康福祉部
④性的少数者に対する配慮 性的少数者であることを理由とする偏見や差別を無くしていくため、市民への啓発活動や当事者への支援を推進します。また、性の多様性に配慮し適切な対応を行うことができるよう市職員の理解を深める取組みを実施します。	市民環境部

主な事業	①地域支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部高齢介護課）
	地域包括支援センターの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部高齢介護課）
	②自立支援給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課）
	地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課）
	手話通訳者の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課）
	③生活困窮者自立相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部保護課）
	④LGBTに関する講座、講演会等の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	相談窓口等の支援制度に関する検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）

●施策の方向2 高齢者や障がい者等の社会参画の促進

高齢者や障がい者等が社会を構成する一員として、充実した生活を実現できるよう社会参画の促進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①高齢者の社会参画支援 年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参画を促進します。	経済部 健康福祉部 教育部
②障がい者の社会参加やコミュニケーションの推進 障がい者が地域で生きがいをもって自立した生活を送るために、能力を発揮し、適性や身体状況に応じ多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。	健康福祉部

主 な 事 業	①シルバー人材センター運営費の補助	（経済部商工労政課）
	地域老人クラブの育成・支援	（健康福祉部高齢介護課）
	高齢者のボランティアへの参画の促進	（健康福祉部高齢介護課）
	高齢者対象講座の開催	（教育部生涯教育課）
	②就労継続支援事業	（健康福祉部福祉課）
	手話通訳者の配置	（健康福祉部福祉課）

●施策の方向3 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

女性は、女性であることにより抱える問題は、身体的・精神的DV、性暴力・性犯罪被害、生活困窮や家庭関係破綻など、様々な困難な問題に直面しやすい傾向があり、その問題が、複雑化・多様化・複合化しています。

女性は、日常生活や社会生活を営むうえで様々な困難を抱えやすく、多様な支援を包括的に提供することが求められています。

一方で、「相談しなかった」「相談しても無駄だと思った」など、女性自らが問題を抱え込んでしまうことで、公的な支援につながりにくいといった状況があることも明らかになっています。

このことから、女性が安心して相談しやすく、一人で抱え込まずに支援につながる体制づくりを進めるとともに、関係機関や民間団体と連携し、生活支援・安全確保・就労支援など、複数の支援を切れ目なく提供できる仕組みを整備し、誰もが尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

施策の内容	主な担当部
①相談体制の整備と周知 複合的な課題を抱える女性がためらわず相談できるよう。相談窓口の機能強化と周知を行い、適切な支援につながる体制の整備を進めます。	市民環境部
②関係機関連携による切れ目ない支援の推進 支援が多岐にわたるケースに対応するため、関係部署・関係機関・民間団体と連携し、安全確保、生活支援、住居・就労支援等を切れ目なく提供できる体制を整えます。	市民環境部

主 な 事 業	①女性相談支援員の配置	（市民環境部市民連携室）
	支援制度の周知	（市民環境部市民連携室）
	②支援調整会議の実施	（市民環境部市民連携室）
	一時的な安全確保の支援	（市民環境部市民連携室）

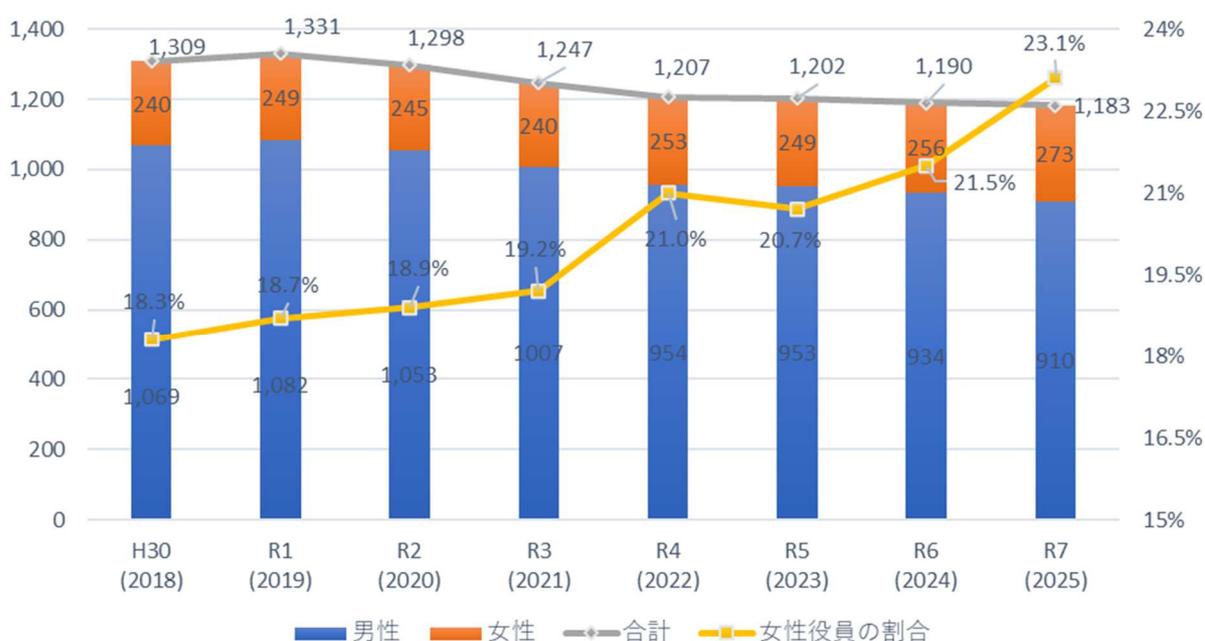
基本課題4 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要ですが、担い手の確保や高齢化が課題となっています。また、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されないことが重要です。

自治会や町内会をはじめとする地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて、組織・団体における女性リーダーを増やすよう取り組む必要があります。

特に、防災の取組みを進めるに当たっては、生物学的な男女の違いだけではなく、社会的につくられてきた性差により異なる影響が生まれる可能性が高いことに配慮する必要があり、家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中したり、男女で差がある雇用環境に起因する不安定な生活やアルコール依存症などの社会的孤立の増大、不安やストレスによるDVなどの暴力の増加・深刻化などの課題を解決するため、備蓄品の整備や避難所運営に配慮することはもちろんのこと、被災後の生活を見据えた支援についても、男女共同参画の視点を持って事前の取組みを進める必要があります。

【参考図表3-6 岩見沢市内の町会・自治会の役員に占める女性の割合（令和7年、市民連携室調べ）】



※女性役員が年々増加しており、地域活動における女性の参画が進んでいる

●施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画を推進するとともに、その方針決定の場への女性の参画を促進します。

施策の内容	主な担当部
①地域活動への男女共同参画の促進 誰もがいきいきと暮らすことのできる地域社会を作るために、町会やPTA、ボランティアなどの活動への参画を促進します。	市民環境部
②地域社会への男女共同参画の重要性の啓発 誰もが地域の一員として町会やPTAなど地域活動に参画し、責任ある役割を担う重要性について理解を深めるよう啓発に努めます。	市民環境部

主な事業	①町会加入促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	②広報、ホームページによる啓発・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）
	各種男女共同参画講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・（市民環境部市民連携室）

●施策の方向2 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野での男女の固定的な役割分担意識を見直し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の構築に努めるとともに、防災意識のさらなる高揚を図ります。

施策の内容	主な担当部
①地域防災における男女共同参画の推進 防災対策に関する計画及びマニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れ、防災・災害復興の現場において男女の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、共に参画できる防災体制の構築に努めます。	総務部
②防災に関する学習機会の提供 防災の分野において男女がともに活躍するための学習機会の充実に努めます。	総務部

主な事業	①地域防災計画及び各種マニュアルの検証と見直し・・・・・・・・（総務部防災対策室）
	男女のニーズに配慮した避難所運営と備蓄品の充実・・・・・・・・（総務部防災対策室）
主な事業	地域防災活動の活性化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部防災対策室）
	②地域における防災訓練や防災教育の実施と参加の促進・・・・・・・・（総務部防災対策室）

第3章 実践プランの推進体制

1 プランの推進

■ 市民・団体、事業者等との連携

男女共同参画社会の実現をめざし、プランに盛り込まれた施策等を総合的かつ計画的に進めていくため、市、市民・団体、事業者がそれぞれの責務を果たし、一体となって事業を展開することで、推進体制等の強化を図ります。

市民・団体

- 積極的に講座や講演会に参加し、男女共同参画への理解を深めましょう
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、職場・家庭・地域等の慣習や慣行を見直しましょう
- あらゆる場で男女がともに方針決定に参画できるように性別にかかわらずリーダーを育成しましょう
- 仕事と家庭生活の両立のため、各種サービスを上手に活用しましょう
- DVなどの暴力の当事者にならないように理解を深めましょう
- 性の尊重や性の多様性について理解を深めましょう

事業者

- 労働に関する法律について理解を深め、男女の均等な機会と待遇の確保に努めましょう
- 女性リーダーや管理職を育成し、女性の積極的な登用に努めましょう
- ワーク・ライフ・バランスや労働に関する法律、男女共同参画などについて、職場内での研修を充実させましょう
- セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止対策に取り組みましょう
- 育児や介護をする労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう
- 性の尊重や性の多様性について理解を深めましょう

市

- 誰もが男女共同参画について理解を深められるよう、いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議と連携し、積極的な広報・啓発活動の展開と各種講座、講演会を開催し学習機会の充実に努めます
- 女性リーダーや管理職を育成し、女性の積極的な登用が図られるよう、団体や事業者を支援します
- プランの推進には事業者が担う役割が大きいことから、情報提供等により連携に努めます
- DVなどの暴力の当事者にならないように啓発に努めるほか、被害者への相談支援を行います
- 性の尊重や性の多様性について理解を深めるための学習機会の充実に努めます

■ いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議

市民意識の醸成を図るため、いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議と連携し、広報啓発活動の充実に取り組みます。

■ 岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会

市民や学識経験者、関係団体の代表などで構成している岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会において、各種施策について総合的な観点に立った意見をいただき推進します。

■ 国・北海道との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国や北海道、関係機関と連携・協力しながら、プランを推進します。

■ 庁内における推進体制

男女共同参画の施策の推進は、全庁的な取り組みであることから、市の関係部署との総合的な調整を行い、効果的な推進に努めます。

■ 推進管理

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、プランの進行管理を行い、進捗状況を市民に公表します。

なお、計画期間中においても国・道の動向や社会情勢の変化、プランの進捗状況により見直しが必要なときは、その状況に応じて見直しを行います。